

# 知財情報局

11月号

## 中国、電子機器のソフト情報開示義務付け検討。日本の訪中団は懸念表明

日中経済協会訪中団（団長：張富士夫トヨタ自動車会長）は9月23日、日本の経済産業省にあたる中国商務部と会談し、中国政府が、電子機器のプログラムのソースコードの強制開示制度を検討していることについて、日本の産業界が強い懸念を持っていることを表明した。（※）

（※）の続き

この制度は、「ITセキュリティ製品の強制認証制度」と呼ばれ、具体的には、制度が対象とする電子機器については、機器を制御するプログラムのソースコード開示が義務付けられる。対象電子機器は、開示されたソースコードに基づく試験と認証機関による検査に合格しないと、中国での製造や販売が出来なくなるといわれる。

制度の対象機器としては、フェリカなどの非接触ICカード技術を用いた製品やシステム、インターネットの中継機器であるルーター、データバックアップや復元に関するサーバーなど、暗号機能が含まれる製品が有力で、薄型テレビや携帯電話なども含まれる可能性もあるといわれている。

会談では、日本側は「世界的に例のない制度で、知財保護の観点からも問題があり、ハイテク分野の技術協力の大きな阻害要因になる」と懸念を表明し、方針の是正を求めた。しかし、中国側は、「認証機関は世界貿易機関（WTO）の規定に合致しており、守秘義務もある。企業とは守秘義務契約を締結し、知財保護には配慮して運営する」として、実施予定の立場は崩さなかったといわれる。

## マイクロソフトに賠償義務なし アルカテルとのMP3特許侵害訴訟

米連邦巡回控訴裁（CAFC）は9月25日、米マイクロソフトと仏アルカテル・ルーセントとの間で長期化していたMP3関連の特許係争で、マイクロソフトには損害賠償を支払う必要はないとした地裁の判断を支持し、アルカテルによる訴えを退ける判決を下した。

アルカテルは、動画・音声再生ソフトのWindows Media Playerが、アルカテルのMP3関連の特許を侵害しているとしてマイクロソフトを提訴。2007年2月にカリフォルニア州サンディエゴ連邦地裁の陪審は、マイクロソフトの特許侵害を認めて、同社に、史上最高といわれた15億2000万ドルの支払いを命じる判決を下していた。しかし、マイクロソフトはMP3関連の特許はドイツのフラウンホファーから正規のライセンスを取得していると主張。2007年8月の地裁判決では陪審判決を覆す判決が下され、アルカテルが陪審による損害賠償金支払い命令の復活を求めて、CAFCに控訴していた。

MP3技術は、もともとAT&Tの一部門だったベル研究所の研究者が、ドイツのフラウンホファー研究所と共同で開発した。ベル研究所は1996年にルーセント・テクノロジーとして分離独立し、その後2006年にアルカテルがルーセント・テクノロジーを買収した。マイクロソフトは、MP3技術についてフラウンホファーからライセンスを受けたものであると主張していたが、アルカテルはこれを認めないとして訴えていた。

## 「土地宝典」複写訴訟、 知財高裁も国に賠償命ずる判決

公図と土地台帳を基に作製された地図「土地宝典」を利用者に貸し出し、法務局内で無断でコピーさせたのは著作権侵害にあたるとして、該当の土地宝典の著作権を譲渡された富士不動産鑑定事務所（静岡県富士市）などが、国に対して計約1億4600万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、知財高裁は9月30日、著作権侵害への国の関与を認め、約130万円の賠償金支払いを命じた。

問題となったのは、静岡県など1都5県の法務局に備え付けられた計120冊の土地宝典で、国側は「公図をもとにした土地宝典は著作権法で保護されない」、「法務局内にコインコピー機が設置され複製されていることを知ってからも寄贈されており、複製行為の黙示許諾があった」などとして、著作権侵害にあたらぬと主張していた。

飯村敏明裁判長は、「公図を選択して接合し、情報も追加し、表現方法にも工夫がある」として、一審と同様に土地宝典の著作物性を認定。「国は漫然と土地宝典を貸出し、不特定多数の利用者に複製行為を継続させ、少なくとも幫助の過失がある」と判断した。但し、「国は、複製による不当利益は得ていない」として、賠償額は1審の約580万円から約130万円に減額された。

【参考】平成20年(ネ)第10031号 損害賠償請求控訴事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080930160827.pdf>

## 特許庁、特定通常実施権登録の申請受付開始

特許庁は10月1日から、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律によって創設された「特定通常実施権登録制度」に係る登録申請書の受付を開始した。この制度における「通常実施権の特定方法に関するガイドライン」も、9月に経済産業省から公表されている。

特定通常実施権登録制度は、通常実施権の許諾対象となる特許権等の特許番号又は実用新案登録番号を特定しない通常実施権許諾契約（いわゆる包括ライセンス契約）に基づく通常実施権者（ライセンシー）の事業活動を保護するためのもので、通常実施権を特定通常実施権登録簿に登録することにより、通常実施権許諾者（ライセンサー）の倒産時などに有効な第三者対抗力を具備することができる。

また、特定通常実施権登録制度では、一般に開示される事項は、特定通常実施権許諾者、登録年月日、登録の期間などで、特定通常実施権者や、許諾対象の特許を特定する事項（たとえば半導体デバイスの製造・販売など）などは、実施権許諾者の特許権等を取得した者などの利害関係者にのみ開示される。

通常実施権登録制度は、従来から存在しているが、通常実施権許諾者、通常実施権者、対象特許、対価などの登録が必要で、また、すべて開示されるため、企業にとって現実には使いにくい制度といわれていた。

【参考】特定通常実施権登録制度の施行について  
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/touroku/toku-teitujyoyjissikenseido.htm>

## 「招福巻」の商標登録は有効 大阪の老舗がイオンに勝訴、大阪地裁

節分用の巻きずしの名称をめぐる、「招福巻」の商標登録を有する大阪の老舗小鯛雀鮎萬が、「十二単の招福巻」の名称で巻きずしを販売したスーパー大手のイオンに、名称使用の差し止めと損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は10月2日、イオンの商標権侵害を認め、使用差し止めと約51万円の支払いを命じた。

判決などによると、小鯛雀鮎萬は、1988年に加工食品の区分で「招福巻」を商標登録。イオンは、運営する各地のスーパー「ジャスコ」で、2006年と2007年に12種類の具材を詰めた「十二単の招福巻」を販売し、約600万円を売り上げていた。

イオンは、「招福巻」は、福を招くという「効能」を図る巻きずしの表示で、他のスーパーなどでも、節分用巻きずしの名称として使われており、普通名称になっているとして、商標登録は無効と主張していた。

大阪地裁の田中裁判長は、節分用巻きずしには「恵方巻」や「丸かぶり寿司」などの名称もあり、「恵方巻」は広辞苑にも掲載されているが「招福巻」はないとし、また、「招福巻」の名称

を使用していたスーパーも、小鯛雀鮫鮫萬の警告で使用を停止していることなどから、「招福巻は普通名称ではなく、商標登録は有効」と認定。商標の使用料相当額を「十二単の招福巻」の売上げの5%として、弁護士費用などを含め約51万円の賠償の支払いを命じた。

【参考】平成19年(ワ)第7660号 商標権侵害差止等請求事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20081003115544.pdf>

## NTT、リチウムイオン電池訴訟で 米大学とカナダ企業に和解金3千万ドル

NTTは10月6日、同社の元研究員が米テキサス大学留学中にリチウムイオン二次電池の技術情報を持ち出したとして、同大学とカナダ企業から損害賠償等を請求されていた訴訟で、同日付けで和解が成立したと発表した。

この訴訟は、同社の元研究員が、1993～94年に同大学に留学していた際に、リン酸鉄リチウム等を正極材料に使う充電式リチウム電池の技術についての営業秘密を流用し、帰国後、日本で特許を取得したとして、テキサス大学とカナダのエネルギー関連会社ハイドロケベック社が2001年6月にテキサス州連邦地裁に提訴していたもの。和解の内容は、(1)NTTが原告側に和解金3000万ドル(約33億円)を支払い、両者は本訴訟を終結させる (2)NTTは違法行為を認めない (3)訴訟対象の特許はNTTが保持すること、及び今後、同特許を原告に独占的にライセンスすること等、となっている。

## TBS、米ABCを著作権侵害で提訴 番組が「たけし城」などに酷似

TBSは10月7日、米ABCが今夏放送したテレビ番組「Wipeout(ワイプアウト)」について、TBSが過去に放送した人気番組「風雲!たけし城」などに酷似し著作権侵害などに当たるとして、カリフォルニア州連邦地裁に番組の差し止めと損害賠償を求め提訴したと発表した。

ワイプアウトは、一般の視聴者が屋外に設置された様々なゲームアトラクションにチャレンジするという番組で、今年6月から放送され、ABCではこの夏最大のヒット番組となったという。

一方、80年代後半に日本で大ヒットした「風雲!たけし城」は、海外でも人気が高く50ヶ国以上でライセンス販売され、アメリカでも2003年から英語吹き替え版が放送され人気を博しており、また「SASUKE」と「KUNOICHI」のアメリカ版も2006年以降に評判で、巨大障害コースに挑戦する番組コンセプトは、アメリカに新たなゲーム・ショー・ブームをもたらしたとも言われているという。

TBSは、「ワイプアウトは、番組の基礎的な構造から、番組のフォーマット、イベントの流れ、ナレーション、多くの障害物コースや撮影方法、音楽の効果に至るまで、多岐にわたってTBS番組に酷似しており、到底看過できない」として、創造したテレビ番組という貴重な財産を守る観点から、ABCの提訴に踏み切ったとしている。

なお、TBSは10月9日、ワイプアウトの番組制作会社エンデモルUSAに対する著作権侵害訴訟も、同連邦地裁に提起したと発表した。

## 文化庁、著作権に関する2つの小委員会の 中間まとめと中間整理を公表、意見募集

文化庁は10月9日、文化審議会著作権分科会の「法制問題小委

員会」と「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」それぞれの「平成20年度・中間まとめ」と「中間整理」を公表するとともに、意見募集を開始した。

法制問題小委員会の「中間まとめ」では、コンテンツ2次利用に伴う許諾の問題、私的複製の適用除外(違法複製物からの私的録画等)、リバースエンジニアリング、研究開発利用、機器利用時や通信過程での蓄積などの問題を取り上げられており、私的複製問題を除いては、ほぼ、一定の範囲で権利を制限する(複製を許容する)方向でまとめられている。

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会の「中間整理」では、主として著作権保護期間の死後50年から70年への延長問題が取り上げられているが、「国際調和、外国との関係」「文化発展、創作意欲への影響」「文化創造サイクルへの影響」「ネット時代の情報流通との関係」のいずれの視点からも、延長推進派と慎重議論派の主な意見が対立しており、併記されたかたちとなっている。なお、多数権利者や権利者不在の場合の利用円滑化については、制度的措置が必要とまとめられている。

それぞれに対しての意見提出の方法は、電子メール・郵送・FAXいずれでも可で、締切は11月10日(月)となっている。

【参考】「法制問題小委員会…中間まとめ」に関する意見募集  
[http://www.bunka.go.jp/oshirase\\_koubo\\_saiyou/2008/chosakuken\\_hosei\\_ikenboshu.html](http://www.bunka.go.jp/oshirase_koubo_saiyou/2008/chosakuken_hosei_ikenboshu.html)

【参考】「過去の著作物等…小委員会中間整理」に関する意見募集  
[http://www.bunka.go.jp/oshirase\\_koubo\\_saiyou/2008/chosakubutsu\\_hogo\\_ikenboshu.html](http://www.bunka.go.jp/oshirase_koubo_saiyou/2008/chosakubutsu_hogo_ikenboshu.html)

## その他

(1) 特許庁、10月1日からスーパー早期審査の試行開始  
[http://news.braina.com/2008/0924/rule\\_20080924\\_001.html](http://news.braina.com/2008/0924/rule_20080924_001.html)

【参考】スーパー早期審査の試行開始について  
[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/supersoukisinsa.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/supersoukisinsa.htm)

(2) IBM、オープンな技術標準策定支援時の新たな企業方針発表～標準化団体のプロセス、規約、知的財産規定がオープンか  
質が高いか精査した上で、団体への参加、不参加を判断～  
[http://news.braina.com/2008/0925/enter\\_20080925\\_001.html](http://news.braina.com/2008/0925/enter_20080925_001.html)

(3) ガンヤポン特許訴訟、知財高裁でもバンダイがエポック社に勝訴～ロイヤルティーを1%アップし賠償額を約880万円に増額～  
[http://news.braina.com/2008/0930/judge\\_20080930\\_001.html](http://news.braina.com/2008/0930/judge_20080930_001.html)  
【参考】平成19年(ネ)第10098号 特許権侵害差止等請求控訴事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20081003084755.pdf>

(4) 日亜LED特許無効審決、韓国でソウル半導体が続けて勝訴  
[http://news.braina.com/2008/1003/judge\\_20081003\\_002.html](http://news.braina.com/2008/1003/judge_20081003_002.html)

(5) 来年1月から可能となる特許料又は登録料の自動納付、特許料等手数料の口座振替納付、10月から事前申出の受付開始  
【参考】特許料又は登録料の自動納付における併合申出について  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/tokkyo\\_jidou\\_heigan.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/tokkyo_jidou_heigan.htm)

【参考】特許料又は登録料の自動納付制度の手続について  
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/jidouhouhuseidotetuzuki.htm>

【参考】特許料等手数料に関するダイレクト方式納付の取扱い  
金融機関及び事前登録開始日について  
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/directnouhu.htm>

## コラム

### 名古屋大学 組込みソフトウェア技術者人材育成プログラム講義報告(10月9日、10日)

当社の取締役弁理士の横田が、組込みソフトウェアの開発実務経験と弁理士としての知的財産の知識を活かし、上記人材養成プログラムのセミナーの1つとして、「組込みシステム開発における知的財産権」というテーマで講義を行いました。

企業の開発現場では、高度な技術を持つ組込みソフトウェア技術者が絶対的に不足しています。組込みシステム技術の研究拠点である名古屋大学は、組込みソフトウェア技術者不足を補い、さらなる発展を後押しするため、組込みソフトウェア技術者人材養成プログラムNEXCESS(ネクセス)を実施しています。

講義内容は大きく分けて2つあり、①組込みソフトウェアの法的な品質管理の理解・実践 ②組込みソフトウェアの法的保護に関する知識の習得です。

今後、組込みソフトウェアの技術者にとって、知的財産の知識は益々大切になってくると思われます。多くの技術者の方にご参加いただき、知財の大切さを少しでもご理解いただけたのではないかと考えております。

